紀宝町国民保護計画

平成19年3月 紀 宝 町

目 次

第1編	総 論	1
第1章	町の責務、計画の目的、構成等	1
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
第4章	町の地理的、社会的特徴	7
第5章	町国民保護計画が対象とする事態	11
第6章	町地域防災計画との関係	14
第 2 編	平素からの備えや予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第1章	組織・体制の整備等	15
第 1	町における組織・体制の整備	15
第 2	関係機関との連携体制の整備	19
第 3	通信の確保	22
第 4	情報収集、提供等の体制整備	24
第 5	研修及び訓練	31
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	33
第3章	物資及び資材の備蓄及び整備	36
第4章	国民保護に関する啓発	37
第3編	武力攻撃事態等への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	38
第2章	町対策本部の設置等	42
第3章	関係機関相互の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
第4章	警報及び避難の指示等	51
第 1	警報の伝達等	51
第 2	避難住民の誘導等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
第5章	救援	60
第6章	安否情報の収集・提供	62
第7章	武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
	武力攻撃災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 2	応急措置等	70
第 3	生活関連等施設における災害への対処等	75
第 4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	77
	大規模集客施設等における武力攻撃災害への対処	
第8章	被災情報の収集及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
第9章	保健衛生の確保その他の措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
第 10 章	章 国民生活の安定に関する措置	87

第 11 :	章 特殊標章等の交付及び管理	88
第 4 編	i 復旧等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	90
第1章	5 応急の復旧	90
第 2 章	5 武力攻撃災害の復旧	91
第3章	5 国民保護措置に要した費用の支弁等	92
第 5 編	幕緊急対処事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
参考	・ 用語の定義	94

第1編総論

第1章 町の責務、計画の目的、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の目的

(1) 町の責務

町(町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、町の国民の保護に関する計画(以下「町国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、町内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 町国民保護計画の目的

町は、その責務にかんがみ、法第35条第1項の規定に基づき、町国民保護計画を作成するものであり、武力攻撃、大規模テロ等から国民の生命、身体及び財産を守るため、国民の避難、救援、武力攻撃に伴う被害を最小化する等の対策を的確かつ迅速に実施することを目的として作成するものである。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、町内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

町内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項

町が実施する国民保護措置に関する事項

国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

国民保護措置を実施するための体制に関する事項

国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

その他、町長が必要と認める事項

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

参 考 用語の定義

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、紀宝町国民保護協議会(以下「町国民保護協議会」という。)の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「法施行令」という。)で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利 を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限 は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実及び活性化並びにボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人及び旅行者その 他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、 指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断す るものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全 の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、法における 町の役割を確認する。

国、県、町等における、それぞれの国民保護措置の仕組みは、次のとおりである。

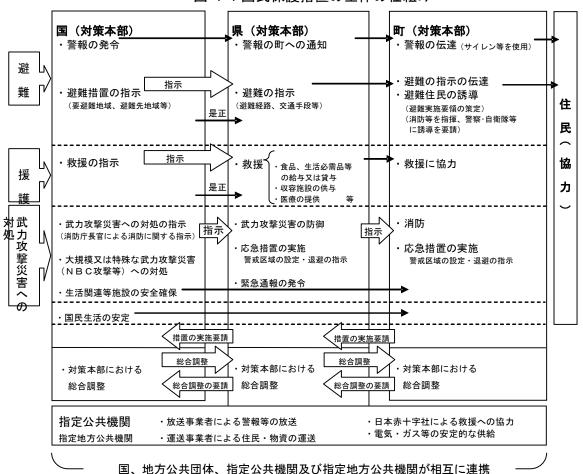


図 1-1 国民保護措置の全体の仕組み

国民保護措置について、町は、次に掲げる業務を処理する。

表 1-1 町の事務又は業務の大綱

-					
	機関の名称	事務又は業務の大綱			
	町	1 国民保護計画の作成			
		2 国民保護協議会の設置及び運営			
		3 国民保護対策本部並びに緊急対処事態対策本部の設置及び運営			
		4 組織の整備及び訓練			
		5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その			

第1編 総論

他の住民の避難に関する措置の実施

- 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する 措置の実施
- 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 8水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

町は、三重県の最南に位置し、東は七里御浜で熊野灘に面し、北は御浜町、西を熊野市、南は熊野川を境に和歌山県新宮市と接している。

地形の特徴としては、海・山・川に囲まれ、北西部には紀伊山地からつながる山塊が広く分布し、南東部には住宅地や商業地をはじめ、港湾を活用した製紙工場や製材工場などが立地している。

また、町の中央部には、北西部の山々に源を発し熊野川に注ぐ相野谷川が流れている。

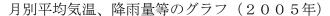
東部の神内川・井田川を含むこれら河川の流域では、平地には水田が開け、丘陵地には、みかん畑が広がっている。

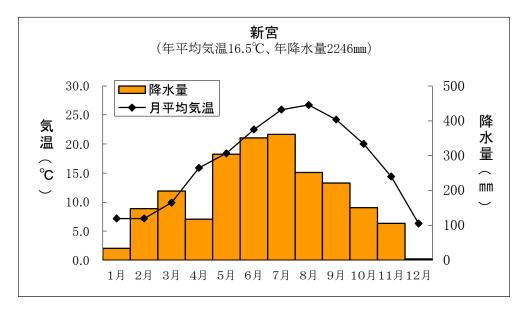
第1編 総論



(2) 気候

気候は年間平均気温が16.5 ℃と温暖で、冬期の降雪もほとんどない。 その反面、大台ヶ原など紀伊山地が背後にあるため、年間降雨量は2,000 mm~3,00 mmにも達する。





(3) 人口分布

人口は、平成18年11月1日現在の住民基本台帳調べによれば、男6,096人、 女6,796人、合計12,892人となっている。

町の南東部に位置する鵜殿地区、隣接する神内地区、成川地区及び海岸線の井田地区に集中しており、この4つの地区で、人口全体の80%にあたる10,278人が居住している。

また、年齢別に見ると全体において15歳未満が人口に占める割合は14.3%、15歳以上 ~65 歳未満の人口は60.0%、65歳以上の人口は25.7%となっている。

紀 宝 町 字 別 人 口 (平成18年11月1日現在:住民基本台帳調べ)				
字 名	人口	字 名	人口	
浅里	110人	神内	1,058人	
瀬原	12人	井 田	2, 532人	
北桧杖	117人	大 里	724人	
鮒田	518人	井 内	157人	
高 岡	320人	平尾井	297人	
成 川	1,813人	阪松原	124人	
鵜殿	4,875人	桐原	235人	
	合 計	12,892人		

人 口 密 度: 162人 外国人登録者数 : 61人

	紀宝町昼夜間人口(人)				
夜間人口 昼間流入人口 昼間流出人口 差引純流入 昼間人口		昼間人口			
	12, 874	1, 926	3, 872	-1, 999	10,875

備考:表中のデータは、平成12年国勢調査資料を用いた。

紀 宝 町 年 齢 構 成 (平成18年11月1日現在:住民基本台帳調べ)				
年 齢	人	年 齢	人	
0~ 9歳	1, 171人	60~69歳	1, 574人	
10~19歳	1, 336人	70~79歳	1, 533人	
20~29歳	1, 170人	80~89歳	846人	
30~39歳	1, 495人	90~99歳	157人	
40~49歳	1, 473人	100歳以上	4人	
50~59歳	2, 133人	合 計	12,892人	

(4) 道路の位置等

道路は、南北に延びて三重県松阪市から和歌山県和歌山市に繋がっている国道42号、町の南東部から北東方面に延びる県道141号鵜殿熊野線と鮒田地区から西に延びる県道740号小船紀宝線及び鮒田地区から大里地区までを結ぶ県道35号紀宝川瀬線で県道鵜殿熊野線と繋がっている。

主要道路は、国道42号のみであるが、大雨等、自然災害により、度々影響を受けている。 また、県道740号小船紀宝線についても、大雨等により頻繁に土砂くずれ等が発生する ことから、熊野川からの船舶による活用も検討する必要がある。

(5) 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、東海旅客鉄道株式会社(JR東海)が、当町から松阪方面に南北に縦断しており、西日本旅客鉄道株式会社(JR西日本)が当町の次駅、和歌山県新宮市から和歌山市方面に至って存在している。

港湾は、鵜殿にあり、岸壁は、水深5.5m、延長672m、2,000トンクラスの船舶が寄港可能な港であり、海上交通の活用も検討する必要がある。

(6) その他

平成16年7月に、熊野古道が「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に認定された。当町においても、御船島も含めた熊野川が登録されており、熊野川を活用した活性化施策にも取り組んでいることから、今後、観光客も期待され、警報の伝達、避難誘導等観光客への配慮が必要である。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃 事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻擊事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定され ている事態を対象とする。

	表 1	-2 対象とする武力攻撃事態
	定義	特 徴 ・ 留 意 点 等
	侵攻国が侵攻正面にお	・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとと
	いて、海上又は航空優勢	もにその期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵
	を得た後、海又は空から	国による船舶及び戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶
	地上部隊等を上陸又は	等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難
	着陸させて、侵攻するこ	を行うことも想定される。
*	と	・船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容
着		易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
上		・航空機により侵攻部隊を投入する場合には、それに先立ち航
陸		空機及び弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。
侵		・主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等
攻		が考えられ、石油コンビナート等、攻撃目標となる施設の種類
		によっては、二次被害の発生が想定される。
		・事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行し
		て避難させるとともに広域避難が必要となる。広範囲にわたる
		武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要
		な課題となる。
	・ゲリラ及び特殊部隊を	・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発
	潜入させて行う不正規	見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆ
	型の攻撃をいい、不正規	る手段を使用することが想定されることから、事前にその活動
ゲ	軍の要員であるゲリラ	を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考え
IJ	による施設等の破壊及	られる。そのため、都市部の中枢、鉄道、橋りょう、ダム等に
ラ	び人員に対する攻撃が	対する注意が必要である。
及	行われるもの並びに正	・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定
び	規軍である特殊部隊に	されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。した
特	よる破壊工作、要人暗殺	がって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的
殊	及び中枢機関への攻撃	であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の
部	が行われるもの	発生も想定される。また、汚い爆弾(爆薬と放射性物質を組み
隊		合わせた汚い爆弾。以下「ダーティボム」という。) が使用され
に		る場合がある。
ょ		・ゲリラ及び特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域に
る		おいては、市町(消防機関を含む。)並びに県及び県警察は、海
攻		上保安部及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃
撃		当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を
		講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態
		の状況により、知事の緊急通報の発令、市町長又は知事の退避
		の指示等時宜に応じた措置を行うことが必要である。
	l .	

	<u> </u>	
	・弾道ミサイルによる攻	・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻
弾	撃をいい、長距離にある	撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短
道	目標を攻撃することが	時間で着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭又はN
足ミ	可能であり、大量破壊兵	BC弾頭)を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾
サ	器(核、生物及び化学兵	頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
	器)を搭載して攻撃する	・通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限
1	ことも可能	され、家屋施設等の破壊及び火災等が考えられる。
ル		・弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるた
攻		め、的確かつ迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を
撃		局限化することが重要であり、屋内への避難及び消火活動が中
		心となる。
	重要な施設の破壊等を	・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比
	目的として、航空機に搭	較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定
	載したミサイル等によ	することが困難である。
	り急襲的に行われる攻	・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、
	撃	その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が
	→	主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのイ
		ンフラ施設が目標となることもあり得る。
航		・なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行わ
空		れる可能性がある。
上文		・通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えら
撃		
拏		れる。
		・攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃
		の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指
		示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著
		しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施
		設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれ
		があるため、特に当該生活関連等施設の安全確保及び武力攻撃
		災害の発生並びに拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	特 徴 ・ 留 意 点 等
・石油コンビナート、可燃性	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建
ガス貯蔵施設等の爆破	物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港
・危険物積載船への攻撃	湾及び航路の閉塞並びに海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が
	生ずる。
・ダムの破壊	・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大なものと
・クムの収象	なる。

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	特 徴 ・ 留 意 点 等
・大規模集客施設等(レジャ	・大規模集客施設、主要駅等で爆破が行われた場合、爆破による
ー施設、テーマパーク等)の	人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なも
爆破	のとなる。
・主要駅等の爆破	
・列車等の爆破	

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

		寺による女孝が114746の争忠
事態例	特	徴・ 留 意 点 等
・ダーティボム等の爆発によ	放射性物質等	・ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み
る放射能の拡散		合わせたもので、核兵器に比して小規模では
		あるが、爆薬による爆発の被害と放射能によ
・炭疽菌等生物剤の航空機等		る被害をもたらすことから、これらに対する
による大量散布		対処が必要となる。
		・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の
・市街地等におけるサリン等		破片及び飛び散った物体による被害並びに
化学剤の大量散布		熱及び炎による被害等である。
		・ダーティボムの放射線によって正常な細胞
・水源地に対する毒素等の混		機能が攪乱されると、後年、ガンを発症する
入		こともある。
	生物剤による攻撃	・生物剤は、人に知られることなく散布する
		ことが可能であり、また発症するまでの潜伏
		期間に感染者が移動することにより、生物剤
		が散布されたと判明したときには、既に被害
		が拡大している可能性がある。
		・生物剤による被害は使用される生物剤の特
		性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチン
		の有無、既に知られている生物剤か否か等に
		より被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とす
		る生物剤による攻撃が行われた場合には、二
		次感染により被害が拡大することが考えら
		れる。
	化学剤による攻撃	・化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、
		風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の
		神経剤は下をはうように広がる。また、特有
		のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性
		質は化学剤の種類によって異なる。

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事 態 例	特 徴 ・ 留 意 点 等
	・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によ
・航空機等による多数の死傷	って被害の大きさが変わる。
者を伴う自爆テロ	・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。
・弾道ミサイル等の飛来	・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建
	物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第6章 町地域防災計画との関係

1 対象とする事態の相違

町国民保護計画は、基本指針において想定されている前章で示した武力攻撃事態等に 対処するためのものである。

これに対し、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき作成されている紀宝町地域防災計画(以下「町地域防災計画」という。)は、災害対策基本法第 2 条第 1 号に定める、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害に対処するものである。

2 町地域防災計画の活用

前項に示すように町国民保護計画と町地域防災計画では、法体系及び災害の発生原因は異なるものの、その災害の状態及び災害への対処には類似性がある。

また、町地域防災計画に基づく防災のための体制、物資、資機材等について共通するものが多いことから、相互に連携し、活用する。

図 1-2 地域防災計画との関係

町 国民保護計画

武力攻撃事態等及び緊急 対処事態を対象とする。

連携 活用 町 地域防災計画

暴風、地震等の異常な自然 現象又は大規模な火事等 の災害 を対象とする。